

## 神奈川県商用F C V導入費・燃料費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県商用F C V導入費・燃料費補助金について神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月23日制定。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請の期日)

第2条 要綱第6条に掲げる交付申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 商用F C V導入費  
令和8年12月28日
- (2) 商用F C V燃料費  
令和9年1月29日

(補助事業の完了の期日)

第3条 要綱第11条に掲げる補助事業完了の期日は、次のとおりとする。

- (1) 商用F C V導入費  
令和9年3月31日
- (2) 商用F C V燃料費  
令和9年3月31日

(実績報告の期日)

第4条 要綱第13条に掲げる実績報告の期日は、次のとおりとする。

- (1) 商用F C V導入費  
令和9年4月30日
- (2) 商用F C V燃料費  
令和9年4月30日

(補助対象とするメンテナンス・サービスの期間)

第5条 要綱別表5の4(1)に掲げる期間は、F Cバスは10年、F C大型トラックは6年、F C小型トラックは6年とする。

(軽油価格)

第6条 要綱別表5の5(2)ウに掲げる軽油価格は、1リットル当たり130円とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。